

金属盗対策に関する検討会 報告書

令和7年1月

金属盗対策に関する検討会

目 次

第1	はじめに	1
第2	金属盗をめぐる現状	2
1	金属盗の分析	2
(1)	金属盗の概況	2
(2)	金属スクラップ価格の変遷	5
(3)	金属の流通経路	6
(4)	金属の買受けに係る規制の現状	6
2	金属盗に用いられる犯行用具	7
(1)	金属盗に用いられる犯行用具の分析	7
(2)	金属盗に用いられる犯行用具に係る規制の現状	9
3	自主防犯対策	10
第3	検討の基本的な方向性	11
第4	対策の具体的な方向性	13
1	規制対象とする金属	14
2	金属くずの買受け規制の在り方	15
(1)	取引時の本人確認等	15
(2)	盗品である疑いがある場合の申告等	17
(3)	監督等	18
3	金属盗に用いられる犯行用具の規制の在り方	20
4	金属盗難の防止に資する情報の周知の在り方	22
第5	おわりに	25
参考資料		
1	金属盗対策に関する検討会委員名簿	26
2	金属盗対策に関する検討会開催状況	26

第1 はじめに

昨今、太陽光発電施設からの金属ケーブル窃盗をはじめとする金属盗¹が増加しており、被害品が金属くず買受け業者等に売却されるなどの事案も発生している。

このような状況を踏まえ、盗品の流通防止や犯行に使用される道具に関する法規制の在り方等も含めた金属盗対策について、各方面の専門家による検討を行うため、本検討会が開催されることとなった。本検討会は、令和6年9月から令和7年1月までの間に計3回にわたり開催され、関係団体からのヒアリング等も行われた。毎回とも各委員から率直な意見が述べられ、幅広い議論が展開された。

本報告書は、本検討会における議論の結果を取りまとめたものである。

¹ 被害品が金属類（銅板、銅線、溝蓋・マンホール等）に係る窃盗

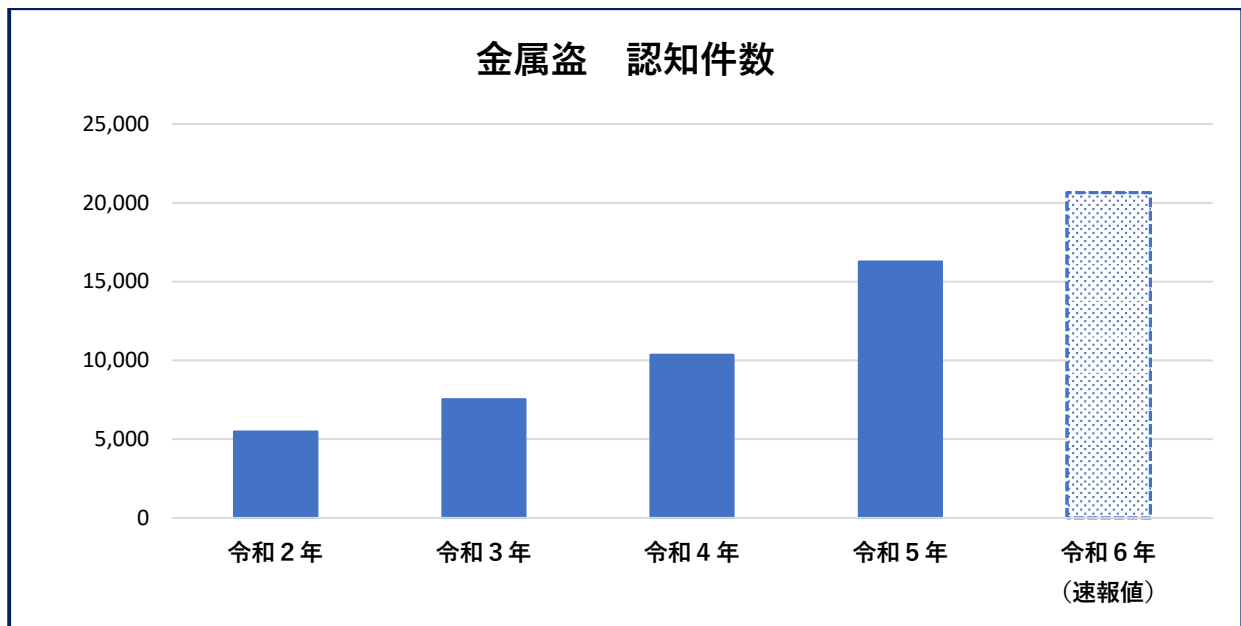
第2 金属盗をめぐる現状

1 金属盗の分析

(1) 金属盗の概況

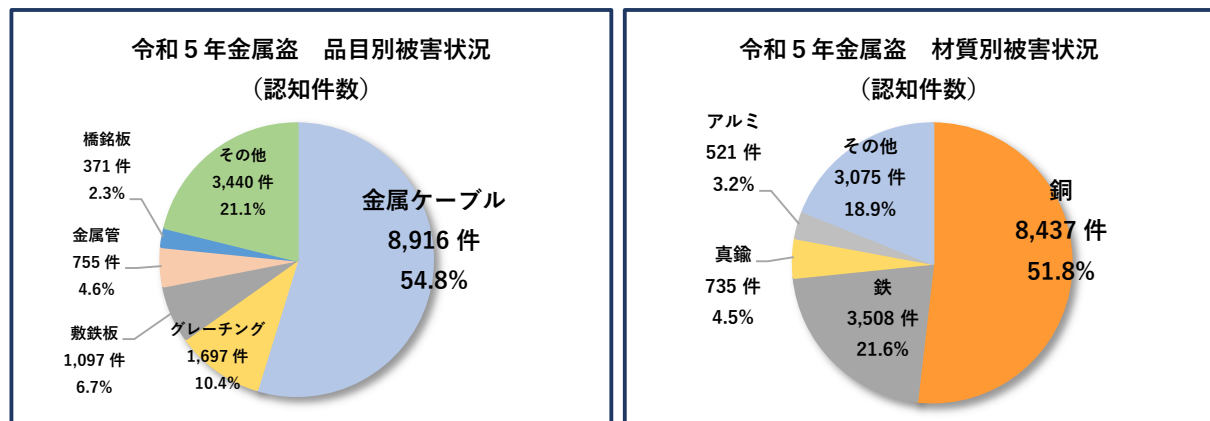
金属価格の高騰等を背景に、金属盗の認知件数は統計をとり始めた令和2年以降、増加傾向にある。

【図1】令和2年以降の金属盗認知件数の推移



令和5年の金属盗の被害品のうち、半数以上は金属ケーブルであり、材質別では銅が被害の過半数を占めている。被害額ベースで見ると、令和5年に発生した金属盗の被害総額は約132億8,700万円であるところ、これは同年の窃盗犯全体の被害額の約2割に相当する。また、令和5年に発生した金属盗の被害額を材質別に見ると銅の被害が約97億7,900万円であり、全体の約7割を占めている。

【図2】令和5年金属盗における品目別・材質別被害状況



また、太陽光発電施設での金属ケーブル窃盗については、外国人による犯行が6割以上を占めており、不法滞在外国人グループが犯行に及んでいる実態も認められる。

【図3】太陽光発電施設における金属ケーブル窃盗の被害状況

○令和5年

認知件数

5,361 件

検挙件数

316 件

検挙率

5.9%

検挙人員

61 人

検挙人員（国籍別）

カンボジア人

36 人

日本人

24 人

ベトナム人

1 人

○令和6年6月末

認知件数

4,161 件

検挙件数

255 件

検挙率

6.1%

検挙人員

60 人

検挙人員（国籍別）

カンボジア人

28 人

日本人

21 人

ベトナム人

4 人

タイ人

5 人

ラオス人

2 人

【図4】太陽光発電施設における金属ケーブル窃盗の事例1



【図5】太陽光発電施設における金属ケーブル窃盗の事例2

令和6年5月に東京都西多摩郡日の出町の太陽光発電施設から銅線ケーブルおよそ840メートルを盗んだ疑いで、同年10月にタイ人4名を逮捕（4名とも不法残留）。【警視庁】

⇒ このグループが1都7県の太陽光発電施設で60件以上の窃盗を繰り返し、被害総額は1億円を超えるとみて捜査中。

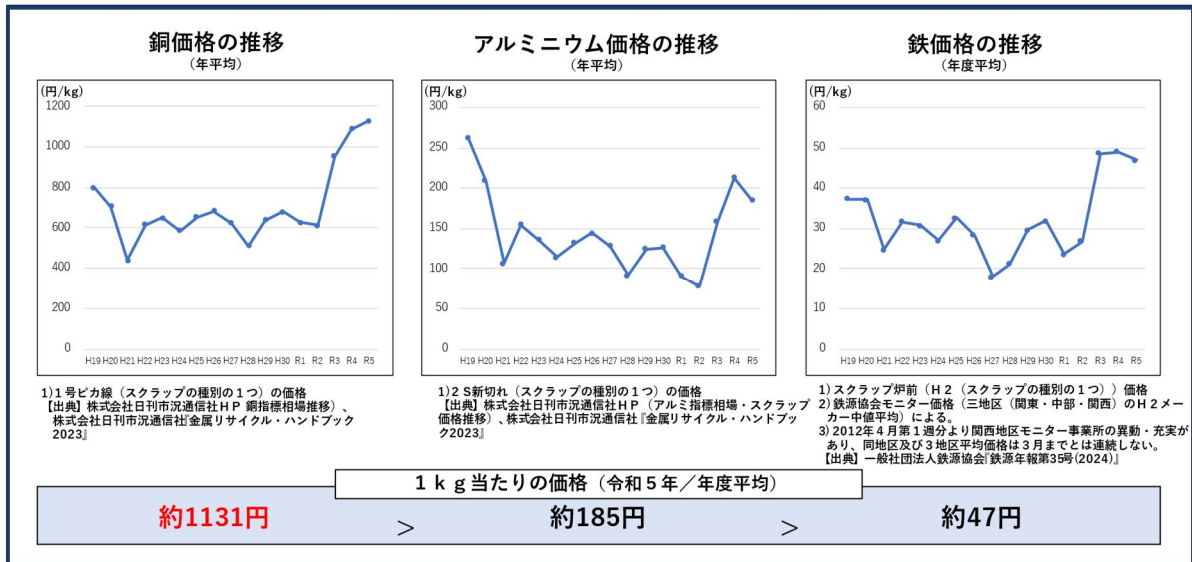


太陽光発電施設において金属ケーブルが窃取された場合、一定期間、発電が停止するなど、社会や事業に与える影響が警察で把握している被害額よりも相当甚大な場合がある。

(2) 金属スクラップ価格の変遷

金属スクラップ価格の変遷を見ると、いずれも上昇傾向にある中、特に銅の価格が高水準で推移しており、他の金属スクラップに比べて高額で取引されている。

【図6】金属スクラップ価格の推移



我が国においては、令和2年10月に、2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言したところ、令和3年11月時点では154か国・1地域が2050年等の年限を区切ったカーボンニュートラルの実現を表明している。

そのような中、再生可能エネルギーによる発電や電気自動車に必要な不可欠である銅や、製鉄に際して鉄鉱石を原料とする場合と比較し二酸化炭素排出量を大幅に低減できる鉄くずの需要が高まっているといった情勢に鑑みれば、金属スクラップについては、今後も中長期的な傾向として需要の高まりと高額での取引が続くことが想定される。

(3) 金属の流通経路

金属の流通経路の概要は下記図7のとおりであるが、金属盗により盗まれた金属くずが金属くず買受け業者に持ち込まれている実態もある。

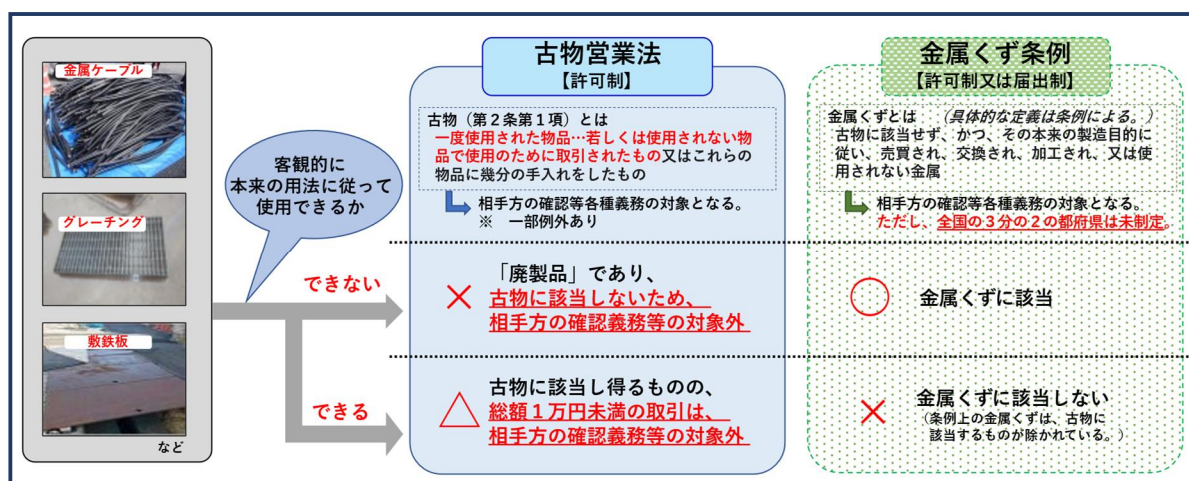
【図7】金属の流通経路（概要）



(4) 金属の買受けに係る規制の現状

現在、金属の買受けに関しては、古物営業法による規制と、17道府県において制定されているいわゆる金属くず条例による規制が存在するところ、法令によって規制の対象や内容は異なっている。

【図8】金属の買受けに係る規制の概要

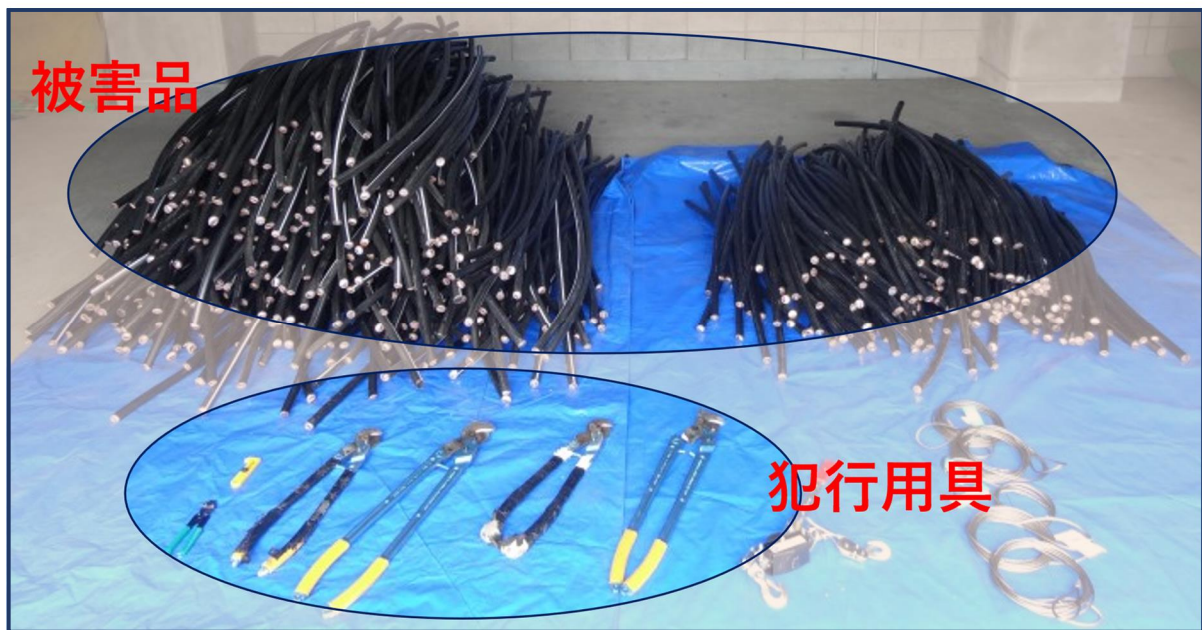


2 金属盗に用いられる犯行用具

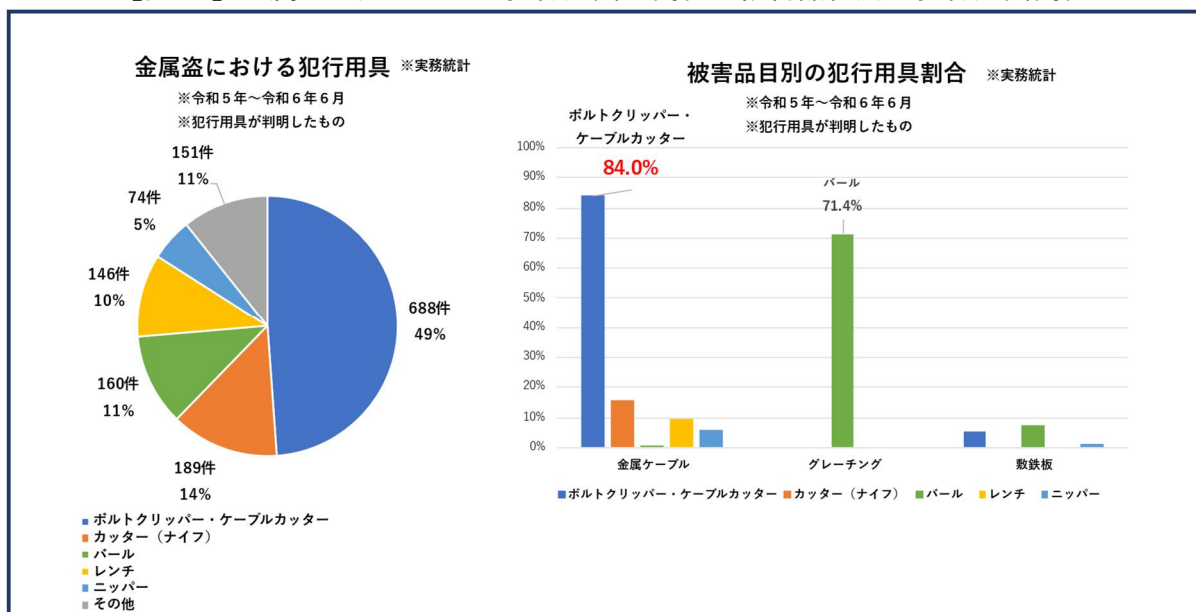
(1) 金属盗に用いられる犯行用具の分析

令和5年から令和6年6月末までの間に検挙した金属盗について、犯行用具が判明した事例を分析したところ、金属盗に用いられた犯行用具の約半数を、ケーブルカッター又はボルトクリッパー（以下「ケーブルカッター等」という。）が占めた。また、金属ケーブル盗に限ると、ケーブルカッター等が用いられた事例が全体の8割以上を占めた。

【図9】押収された被害品と犯行用具の写真



【図10】金属盗に用いられる犯行用具の割合・被害品目別の犯行用具割合

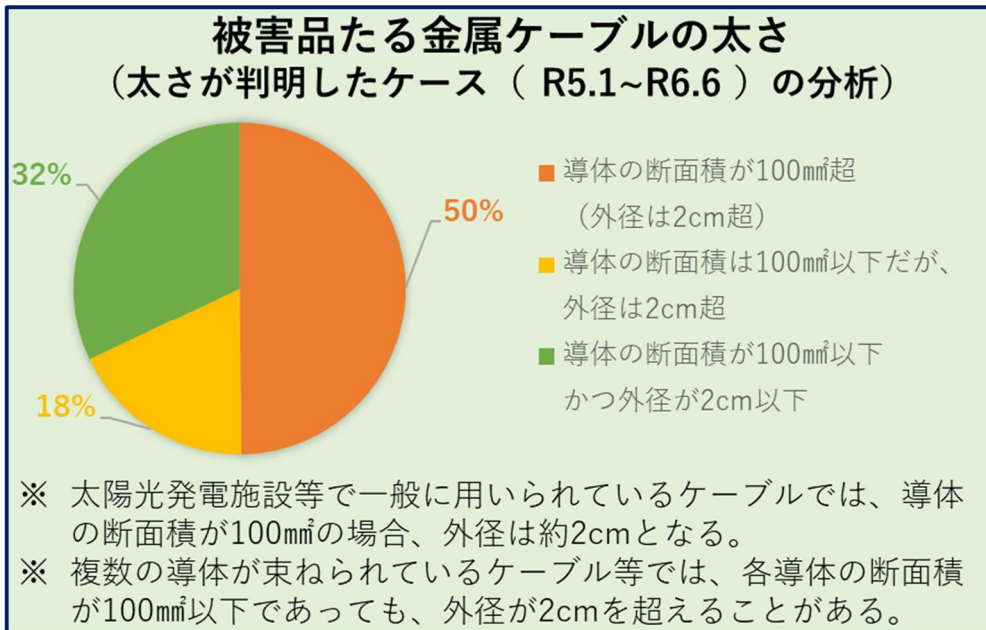


【図 11】 ボルトクリッパーとケーブルカッターの概要

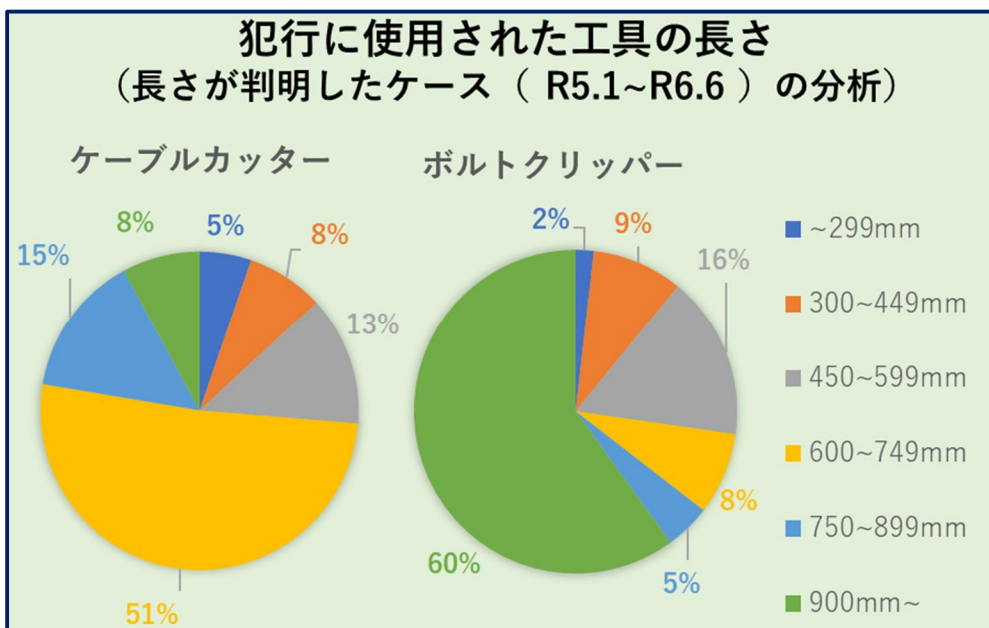
- ・ **ボルトクリッパー**
→ 鉄線等の切断に用いられる工具だが、ケーブルの切断も可能
- ・ **ケーブルカッター**
→ ケーブルの切断に特化した工具



【図 12】 被害品たる金属ケーブルの太さ



【図 13】 犯行に使用された工具の長さ



(2) 金属盗に用いられる犯行用具に係る規制の現状

犯行用具の所持等に関する現状の規制としては、軽犯罪法と特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（以下「ピッキング防止法」という。）が存在する。金属盗において多用されている犯行用具であるケーブルカッター等については、現状、一定の場合に軽犯罪法による規制（隠匿携帯の禁止。違反した場合の罰則は、拘留又は科料。）がかかるのみである。

【図 14】 金属盗に用いられる犯行用具の所持に係る法規制の概要



3 自主防犯対策

金属盗の対策として自主防犯対策を講じている事業者も存在し、また、警察においても、業界団体、関係省庁と連携した各種防犯対策に資する情報の周知等を行っている。

【図 15】事業者による各種防犯対策の例

対策の種類	対策の方針	具体的な対策
人的警備	人の目による監視で発電所への侵入を防止	➢ 巡回警備や常駐警備の導入
ハード対策 ※ケーブル自体に対する対策	盗難の目的物である銅を排除	➢ アルミケーブルの採用
	ケーブルへのアクセスを防止	➢ ケーブルを埋設
		➢ 地表に露出しているケーブル配管をコンクリートでカバー
		➢ ハンドホールへの物理的対策
ソフト対策 ※ケーブル以外における対策	侵入やその後の動きの監視・威嚇	➢ 発電所内で使用するカギを特殊鍵に変更
		➢ 侵入を検知して音や光で威嚇
	発電所への侵入を防止	➢ 複数箇所を監視できるようカメラを設置
		➢ 発電所外周を囲う機械警備システムの導入
	防犯対策や管理状況の周知	➢ より強固なフェンスの採用
		➢ 防犯対策を実施している旨が記載された看板の設置
		➢ 草刈りなど定期的な場内メンテナンスの実施

【出典】
一般社団法人太陽光発電協会（JPEA）・一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会（REASP）「太陽光発電の持続可能な保険契約・運用の実現に向けた提言書」（2024年10月16日）13ページ

【図 16】警察による防犯情報の周知の例

茨城県警察

群馬県警察

養鶏場を狙った銅線窃盗が発生

県内では、養鶏場を狙った銅線窃盗が連続で発生しています。養鶏場だけでなく、他の畜産場も被害に遭う可能性がありますので、被害に遭わないよう対策をお願いします。

犯行の特徴

- ・犯行は夜間に行われます
- ・犯行前の昼間に現場を下見することがあります
- ・犯人は凶器を持っている可能性もあります
- ・犯行時、車両を畜舎付近に駐車します

被害防止対策のポイント

- 門扉の施錠
- センサーライト、防犯カメラを多数設置
- 機械警備や電源が切断された場合の通報・侵入された場合の警報装置の吹鳴等の仕組みを導入
- 畜舎への車の横付けを防止（道路脇は要注意）
- 不審者や不審車両を見かけたら、近づくずにすぐに110番通報

群馬県警察 027-243-0110

兵庫県警察

防犯ニュース

発行年月日：令和6年11月6日
発行：兵庫県警察本部生活安全課

第3 検討の基本的な方向性

本検討会においては、上記のような金属盗をめぐる現状を確認しつつ、金属盗対策の今後の在り方について意見交換を行った。その中で、検討の基本的な方向性に関し、委員から次のような意見が出された。

○ 法律による対応の必要性

- ・ 金属盗は、近年、件数・被害額ともに非常に大きくなっており、また、太陽光発電施設というインフラへの影響も及ぼし得るなど、社会に与える影響の点で特殊な性格も有することから、全国的な規制が適当と考える。
- ・ 法律による対応の必要性は十分にある。現に金属盗が起こっていて対策が急務であるという意味で、立法の必要性は基礎付けられている。金属盗の被害は、現在は北関東に多くみられるということだが、今後、全国に広がることも予測されるところ、条例による対策では、条例が制定されていないところが抜け穴になりかねないことから、法律によって全国的に対応することに賛成である。

○ 金属くずの買受けに係る規制の必要性

- ・ 現状、金属くずの買取りに関する規制は、一部の県等で条例が制定されているが、条例は罰則が軽いほか、条例が制定されていない県等に持ち込まれてしまうといった問題があるため、法律で全国に規制の網をかけてもらいたい。

○ 金属盗に用いられる犯行用具の規制の必要性

- ・ 現在は、大きなケーブルカッターやボルトクリッパーが乗用車に積まれていても、警察が対処できないところ、これらの犯行用具について規制を設けた方が良い。

○ 金属盗の被害防止に資する防犯情報の周知の必要性

- ・ 金属盗難の防止に資する情報の周知について、法規ではないものを確認的に法律に定める例もあるし、警察としての責務を定めるという意味で法律に書くことは十分あり得、広報あるいは啓蒙的な意味が大きいと考える。特定の人の権利を直ちに侵害するものでもないことから、積極的に行ってもらいたい。

○ 実効性ある対策の必要性

- ・ 仮に新たに法令で規制が設けられたとして、不適正な業者は無許可で営業するのではないかという懸念があるため、そうした点もしっかりと考慮に入れて新しい法令を作っていただきたい。
- ・ 法制化に当たっては、実効性のあるものにしてもらいたい。

○ 迅速な対策の必要性

- ・ 条例では抜け道が生じるし、海外においても金属盗が頻発していると聞いているところ、仮に我が国だけ規制が緩い場合、海外から日本に不適正な事業者が流入してくる状態になりかねないことから、迅速に法制化を進めてもらいたい。

○ 業者の負担への配慮の必要性

- ・ 業者に対して新たな規制を設けることも考えられるが、その際には違法不当な業者だけでなく適正な業者も規制の対象になるため、規制の目的と業者全体に課される負担とが均衡している必要がある。

○ 条例との関係

- ・ 地域的な特性や差異もある中で、条例制定の余地も残しておくべきである。また、いくつかの自治体で条例で対応しているということも踏まえて、法律による規制というものを考えていけたら良い。

こうした意見を踏まえ、本検討会における検討の基本的な方向性として、次の内容について共通認識が得られた。

【検討の基本的な方向性】

○ 金属盗が急増しており、今後も金属盗が続く可能性が高いことを踏まえ、

- ① 金属くずの買受け
- ② 金属盗に用いられる犯行用具
- ③ 金属盗難に遭うおそれの大きい事業者への防犯情報の周知

について、法律により、実効性のある対策を迅速に講じることが必要である。

○ 具体的な対策の検討に際しては、

- ① 規制の目的と業者全体に課される負担との均衡に留意すべきである。
- ② 法律による対応のほか、地域的な特性等に応じた条例による対応も認められるべきである。

第4 対策の具体的な方向性

本検討会においては、金属盗対策に関する具体的な在り方を検討するに当たり、窃盗の防止等を目的とする古物営業法や、建物に侵入して行われる犯罪の防止に資する目的で一定の工具の隠匿携帯を禁止しているピッキング防止法等を参考とし、金属盗の実態を踏まえながら、主に次の論点に関して議論を行った。

【論点】

- 1 規制対象とする金属
- 2 金属くずの買受け規制の在り方
 - (1) 取引時の本人確認等
 - (2) 盗品である疑いがある場合の申告等
 - (3) 監督等
- 3 金属盗に用いられる犯行用具の規制の在り方
- 4 金属盗難の防止に資する情報の周知の在り方

本項では、各論点について、参考となる古物営業法やピッキング防止法等の規制、金属盗の実態及び本検討会で出た主な意見に触れつつ、今後の方向性をまとめた。

1 規制対象とする金属

(1) 現状等

第2の1(1)のとおり、金属盗の被害の実態を分析すると、銅が被害の過半数を占めている。

(2) 議論

- 盗難被害の実態からすると、まずは銅から規制することに異存はない。ただし、例えば、アルミは現時点の価格は高くはないものの、カーボンニュートラルに資するという観点から価値が今後高まるが見込まれている。こうしたことを踏まえ、今後、規制対象の金属を機動的に追加する可能性についても留意してもらいたい。
- 比例原則の観点から規制は必要最小限にするべきであるが、今後、銅からアルミに盗難被害の中心が移ること等も考えられることから、情勢の変化に機動的に対応できる規制の在り方にしていきたい。下位法令への委任といった形を採ることについては基本的に賛成だが、各種規制の違反に罰則を設けることも考えられるところ、法律主義及び明確性の原則の見地から、例えば政令へ委任する場合、委任の趣旨はある程度明確にした方がよい。

このような議論を踏まえ、金属くずの買受け規制の在り方の方向性として、次の内容について共通認識が得られた。

【今後の方向性】

- 金属盗の防止という目的のために必要最小限の規制とする観点から、特に被害実態の多い金属を中心に規制すべきであり、被害実態に鑑みると、まずは少なくとも銅を規制すべきである。
- 一方で、今後、金属価格の変動等により、異なる金属の盗難被害が増加することもあり得ることから、その時々々の犯罪情勢に応じて、規制対象とする金属を追加することができるとすべきである。ただし、下位法令において規制対象とする金属を追加することができることとする場合には、下位法令への委任の趣旨を法律において明らかにする必要がある。

2 金属くずの買受け規制の在り方

(1) 取引時の本人確認等

ア 現状等

第2の1(4)のとおり、現状では、古物に該当しない金属くずの売却について、いわゆる金属くず条例が制定されている17道府県を除き、規制がなく、氏名等を確認されることなく売却することができるため、金属盗に及ぶ者にとっては盗品の処分（売却）が容易な状況となっている。

この点、事業者に対して、その取引相手についての本人確認等の義務を課している法令として、古物営業法のほか、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）があるところ、犯罪収益移転防止法では、確認方法として、顔写真付きの本人確認書類の提示を受ける方法等が定められている。

古物営業法及び犯罪収益移転防止法では、盗品流通実態や事業者の負担に鑑み、一定の取引について本人確認義務を不要としている。古物営業法は、一定の古物を除き、1万円未満の取引については本人確認を不要とする一方で、犯罪収益移転防止法は、過去に確認を行っている顧客等との一定の取引については、本人確認を不要としている。

【図 17】古物営業法及び犯罪収益移転防止法における本人確認等の例

項目	古物営業法	犯罪収益移転防止法
確認対象	取引の相手方（<u>自然人</u>のみ）	- 取引の相手方（<u>自然人又は法人</u>） <u>現に取引の任に当たっている自然人</u>
確認方法	- 身分証明書等（<u>顔写真の有無は問わない。</u>）の提示を受ける方法 - 相手方以外の者で相手方の身元を確かめるに足りるものに問い合わせる方法 - 住所、氏名等が記載され、古物商等の前で署名させた文書の交付を受ける方法 - 電子署名、印鑑登録証明書、本人限定受取郵便等、ICチップ情報、公的個人認証等を用いる方法 等	<u>顔写真付き本人確認書類の提示を受ける方法</u> - 顔写真の無い本人確認書類の提示を受けることに加え、追加の本人確認書類の提示若しくは送付を受け、又は、顧客等の住居に宛てて取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法 - 電子署名、本人限定受取郵便等、ICチップ情報、公的個人認証等を用いる方法 等
記録の保存期間	3年間	7年間
確認が不要な場合	<u>総額1万円未満の取引の場合（※）</u> 等 ※ 以下の古物については総額1万円未満でも確認が必要 自動二輪車及び原動機付自転車、ゲームソフト、CD・DVD等、書籍 → 確認不要の場合は、帳簿の記載も不要	<u>過去に確認済みの顧客等との一定の取引</u> <u>貴金属等の売買（※）</u> について、代金の支払の方法が現金以外のもの 等 ※ 200万円を超えるものに限る。 → 確認不要の場合も、基本的に、取引記録の作成は必要

イ 議論

- 適正な業者は、買取りの度に伝票管理や帳簿の記載、身分確認を行い、個人が大量の持ち込みをしてくるような不審な場合は断ったり、会社名の取引にしてもらった上で法人番号を提示してもらったりといった対応を行っている。一方で、

不適正な業者はそのような手続きをほとんど行っておらず、盗品であろうとなんであろうと構わず買い受けているところもあると思われる。

- ・ 適正な業者にとっては、一定基準の本人確認と取引記録の保管などの義務付けは過剰な負担とはならないと思われ、少なくとも古物営業法程度のものであれば十分対応できると思われる。
- ・ 規制を作っても実効性が確保できなければ、「仏造って魂入れず」という状況になりかねないため、取引時の本人確認義務は設けた方が良く考えており、特に個人の場合は、顔写真がないと使い回されてしまうことも考えられるため、原則、顔写真付きの本人確認書類の提示を求めることとすることが望ましい。他方で、業者の負担も重要な考慮要素であり、業者負担が最小限にとどまる形にしつつ、必要な規制は入れていくという方向に賛成である。
- ・ 基本的な方向性として、業者に対して過度な負担にならないようにしつつ、抜け穴についてはできる限り塞いでいくことが適当と考える。規制の実効性を担保する見地から、取引時の本人確認義務違反については何らかの制裁が必要であると考え。
- ・ 鉄スクラップの買取りについて、総額1万円未満の取引はほとんどない。例えば、グレーチングであれば、1枚だけ持ってくるということはまずあり得ず、20枚、30枚あれば1万円は優に超えてしまう。
- ・ 身分証明書による本人確認が犯罪を防止するのは間違いないと考える。2回目以降の一定の取引については本人確認の必要がないという犯罪収益移転防止法の例も参考に、業者の事務作業に留意した法制度にしてもらいたい。
- ・ 業者の負担は増えるが、本人確認は必要不可欠であると考え。この点、1日に数百ある持ち込み等の全てについて本人確認を行うとなると業者の負担が相当増えることが見込まれ、また、書類の保管についても、業務量の増加につながる事が考えられるが、1度本人確認をすれば、2度目以降の本人確認は不要とするといった形になれば、実際に本人確認が必要になるのはほとんどが個人との取引となるため、対応可能であると考え。
- ・ 適正な業者では、金属価格の高騰によって1回当たりの取引金額が高額となっているため、現金取引は大分少なくなってきており、振込による取引が多くなってきていると思われる。一方で、不適正な業者は基本的には現金取引のみというところが多いと思われる。
- ・ 業者にとっての分かりやすさの観点から、本人確認書類は明確に定めてもらいたい。
- ・ 業界として、今後、電子化の流れが進んでいくと思われるところ、eKYC、電子的な本人確認方法や電子帳簿についても認められるようにしていただきたい。

(2) 盗品である疑いがある場合の申告等

ア 現状等

古物営業法では、不正品の疑いがある場合の申告義務が課されている。

【図 18】古物営業法における不正品の疑いがある場合の申告等の例

- ・ 古物商は、買受け等を行おうとする古物について不正品の疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならない。（第15条第3項）
- ・ 都道府県公安委員会は、盗品等の売買の防止に資するため、古物商等から構成される盗品売買等防止団体に対して、盗品等に関する情報の提供を行うことができる。（第26条）

イ 議論

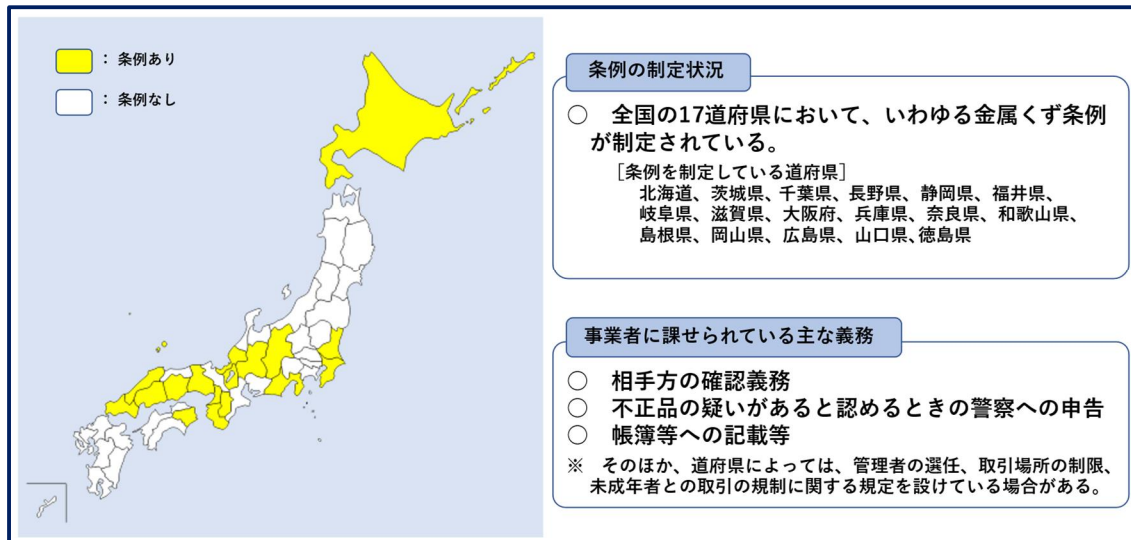
- ・ 適正な業者は、買取りの度に伝票管理や帳簿の記載、身分確認を行い、個人が大量の持ち込みをしてくるような不審な場合は断ったり、会社名の取引にしてもらった上で法人番号を提示してもらったりといった対応を行っている。一方で、不適正な業者はそのような手続きをほとんど行っておらず、盗品であろうとなんであろうと構わず買い受けているところもあると思われる。〈再掲〉
- ・ 事業者としては盗難品を買ってはならないということは当然認識しているが、金属スクラップは盗品かどうか外形的に分かりづらいところがある。
- ・ 盗品の疑いがある場合の申告義務は必要と考える。ただし、どういう場合に盗品の疑いがあるとして申告しなければならないのか、事業者が判断に迷うようなことができる限り少なくなるよう、警察から、時の社会情勢の変化も踏まえつつ、盗品に関する情報と共に、金属スクラップが盗品の疑いがあると認められる場合を示すガイドラインや指針を示していくことが望ましいと考える。
- ・ 盗品の疑いがある場合の申告義務違反について仮に罰則を設けると、それは不作為犯を処罰することになるが、作為義務の前提となる要件を明確にすることはやや困難を伴うのではないか。こうした点からも申告義務違反に対する罰則の賦課については慎重な検討を要すると思われる。
- ・ 盗品である疑いがあることについての申告は、業者としても、身を正すという観点から、全く問題ない。何をもって盗品と判断するのかというのは難しいところであり、持ち込んでくる人の属性や、持ち込まれる金属くずの状態の両方に鑑みて判断することになる。海外では、大手のディーラーや業者が金属盗難の情報をウェブサイト上で自力で収集等しているが、業者としては、盗難の被害届に関する情報等を警察から提供してもらえると非常にありがたい。
- ・ 「公私協働」や「私人による行政」という考え方もあるところ、法目的の達成のために、業者の方々にも協力してもらおうという意味で、こうした立法に意味があると考えられる。

(3) 監督等

ア 現状等

現在、いわゆる金属くず条例が制定されている 17 道府県を除いては、金属くず買受け業者の実態を把握する手段がなく、また条例によってもその内容には差異があることから、悪質な業者を含めた金属くず買受け業者の全国的な実態を把握することが難しい状況である。

【図 19】金属くず条例の制定状況等



イ 議論

- ・ 東南アジアや中国といった日本国外では、リサイクル業がライセンス制になっているため非常に参入のハードルが高い一方で、日本国内では、金属リサイクラーとしての許認可がないため参入のハードルが低いことから、他国での輸入規制の動きもあり、日本でリサイクル業を始める海外の事業者が非常に増えてきており、悪質業者も増えてきている。
- ・ 各種法令を遵守している適正業者は、各種法令を遵守していない不適正業者との価格競争で不利になってしまう。
- ・ コンプライアンス意識の低い業者が増えてくる中で、「悪貨が良貨を駆逐する」ような状態になっていく。コンプライアンス意識の低い業者は、盗難品の買取りに関しても全く抑制が利かない。
- ・ 業界としても届出制といった仕組みはあった方が良く考える。行政側から一方的に実態把握をすることは難しいため、まずは届出をさせるなど、業者側から何らかのアクションを起こさせることが非常に重要であり、業界全体の正常化にもつながっていくと考える。
- ・ 業界団体でも全国にどれくらいスクラップ業者がいるかを把握できていないため、実態把握は非常に重要と考える。この点、規制を厳しくし過ぎてしまうとそもそも申請や届出を行わない業者も出てきてしまい、実態が把握できなくなるこ

ともあり得るため、実態把握のためには、まずはハードルをあまり高くせず、届出制とすべきと考える。

- ・ 営業規制については業者への負担との均衡が必要であるところ、届出制であれば許可制と比較して規制の程度が弱く、均衡は十分にとれていると考える。
- ・ 基本的な方向性として、業者に対して過度な負担にならないようにしつつ、抜け穴についてはできる限り塞いでいくことが適当と考える。規制の実効性を担保する見地から、本人確認義務違反については何らかの制裁が必要であると考ええる。〈再掲〉

このような議論を踏まえ、金属くずの買受け規制の在り方の方向性として、次の内容について共通認識が得られた。

【今後の方向性】

○ 取引時の本人確認等

- ・ 金属くず買受け業者に対し、取引時の本人確認義務を課すべきである。
- ・ 犯行の実態を踏まえると、その本人確認の方法としては、顔写真付きの本人確認書類による本人確認等を義務付けるべきである。
- ・ 1万円未満の金属くずの買取りについて本人確認義務等を免除することは、抜け穴となるおそれがあるため適当ではない。他方で、金属くず買受け業者の負担軽減の観点から、盗品が持ち込まれるリスクが低いと考えられる場合（例えば、2回目以降に同じ相手方名義の口座への振込を行う場合等）には本人確認義務を免除するべきである。
- ・ 金属くず買受け業者に対し、本人確認記録・取引記録の作成及び保存義務を課すべきである。

○ 盗品である疑いがある場合の申告等

- ・ 金属くず買受け業者に対し、盗品である疑いがある場合の申告義務を課すべきである。
- ・ 上記の申告や、金属くず買受け業者を利用した盗品の処分の防止に資するため、警察から金属くず買受け業者に対して、金属盗難被害等に関する情報を提供するべきである。

○ 監督等

- ・ 届出制により金属くず買受け業者の実態を把握した上で、警察から必要な情報の提供を行うとともに、コンプライアンス意識の低い業者にも各種義務を履行させるよう監督するべきである。

3 金属盗に用いられる犯行用具の規制の在り方

(1) 現状等

金属盗には様々な道具が使用される可能性がある一方で、現状では、第2の2(1)のとおり、特にケーブルカッター等が金属ケーブルの窃盗に多用されている実態がある。ケーブルカッター等の携帯については、第2の2(2)のとおり、一定の場合に軽犯罪法による規制がかかるものの、その抑止効果は限定的であり、効果的な取締りも困難であるといった問題がある。

(2) 議論

- ・ 現在は、大きなケーブルカッターやボルトクリッパーが乗用車に積まれていても、警察が対処できないところ、これらの犯行用具について規制を設けた方が良い。〈再掲〉
 - (※) 検討会においてヒアリングを行った作業工具関係の事業団体からは、以下の説明があった。
 - ・ 導体断面積 100mm² のケーブルは、外径が大体 20mm 程度である。
 - ・ 導体断面積 100mm² を超えるケーブルを切断する場合、ケーブルカッターは全長 450mm 以上、ボルトクリッパーは全長 750mm 以上は必要である。
 - ・ ラチェット式、電動、油圧式のは手動のものより切断能力が高く、導体断面積 100mm² を超えるケーブルも比較的楽に切断可能である。
 - ・ ボルトクリッパーもケーブルカッターも、基本的には一般家庭用の道具ではなく、一般の方が持ち歩くことはまずないと考えられる。ボルトクリッパーの流通量は、一般的に線材の切断に用いられるニッパーと比較すると相当少なく、ケーブルカッターの流通量はそれよりも更に少ない。
- ・ ピッキング防止法は、規制対象とするドライバーやバール等の指定侵入工具に、いわゆる特殊開錠用具とは異なり、正当な目的にも利用できる通常の道具であるという側面があるため、処罰範囲を限定する趣旨で、単純所持ではなく、隠匿携帯を処罰対象としていると考えられる。金属盗において犯行用具として用いられるボルトクリッパーやケーブルカッターなどの工具の所持や携帯の規制を検討する場合にも、同様に処罰範囲の限定が必要と思われるが、その際は、同法における規制の在り方が一定程度参考になるのではないか。
- ・ 対象となる工具の範囲について政令等に委任する場合には、法律に委任の趣旨を明確に定めるべき。
- ・ ケーブルカッターやボルトクリッパーについては、正当な理由がない場合に限ったとしても、単純携帯を処罰するのは過剰な規制であり、更なる限定は必要と考える。その上で、所持と比較して客体との近接性が要求される「携帯」に規制範囲を限定することは妥当と考えられ、さらに、ピッキング防止法に倣って「隠して携帯」を構成要件該当行為とすることについても、おおむね賛成である。ただし、「隠して」の意義については、これを「他人の通常の視野に入っていないような状態におくこと」、すなわち、普通では人の目に触れにくいようにすること等と解す

るとしても、具体的にこれに該当する範囲について解釈上の問題が残る。例えば、自動車内にこれらの作業工具を積載して運搬している場合に、どの範囲で「隠して」の要件を満たすのかといった具体例について検討を要しよう。現場で取締りに当たる警察官がこういう場合に「隠して」といえるのだと判断できるような運用上の指針を、この法律の制定と併せて示すことを検討していただきたい。

- ・ 金属リサイクル業の一環として、機械の撤去作業やケーブルの撤去作業を行うことがあり、その際にケーブルカッターやボルトクリッパーを持って現場に向かうことがある。当然正当な理由があって持っていくものであるが、こうした行為が隠匿携帯とどのように切り分けられるかが明確にされれば、用具規制自体は問題ないと考ええる。

このような議論を踏まえ、金属盗に用いられる犯行用具の規制の在り方の方向性として、次の内容について共通認識が得られた。

【今後の方向性】

- 犯行実態や一般消費者への影響を踏まえ、過度な規制とならないよう、現に金属盗の犯行に用いられている一定のケーブルカッターやボルトクリッパーを規制するべきである。
- 一方で、今後、異なる犯行用具を使用した犯行が増加することもあり得ることから、その時々犯罪情勢に応じて、規制対象とする工具を追加することを可能とすべきである。ただし、下位法令において規制対象とする工具を追加することができることとする場合には、下位法令への委任の趣旨を法律において明らかにする必要がある。
- 規制に際しては、ピッキング防止法におけるドライバーやバールと同様に、隠匿携帯を処罰対象とすべきである。その上で、法の執行に当たる警察官に対して、「隠して」という要件について運用上の指針が示されることが望ましい。

4 金属盗難の防止に資する情報の周知の在り方

(1) 現状等

金属盗の対策として自主防犯対策を講じている事業者も存在し、また、警察においても、業界団体、関係省庁と連携した各種防犯対策に資する情報の周知等を行っている。

(2) 議論

- ・ 屋外にただ転がしてあるような太陽光発電施設のケーブルは、簡単に盗まれてしまうため、仕切りを設ける等の何らかの対策をしなければ、窃盗はなかなか減らないのではないか。

(※) 検討会においてヒアリングを行った太陽光発電関係の事業団体からは、以下の説明があった。

- ・ 太陽光発電施設が盗難に遭った場合には、ケーブルが盗まれたり、フェンスや防犯機器が壊されたりといった直接的な損害に加え、発電停止によって、本来、発電により得られたはずの収入が得られなくなるという経済的な損失も発生する。
- ・ 具体的に発電が止まっている期間は、最低でも2か月から3か月、長いものでは1年くらいのケースがあり、その分の発電による収入が得られないことで資金繰りが厳しくなったり、小さい事業者ではローンが返せなくなったりというようなケースも発生している。
- ・ 太陽光発電施設の銅線は、単に切断されただけでも簡単には接続できず、安全性を担保するために切断されたケーブル全体を取り替えることが一般的に行われている対応である。したがって、一部分が盗まれただけでも大量の銅線を新品に取り替えなければならない。

(※) 検討会においてヒアリングを行った損害保険会社からは、以下の説明があった。

- ・ 太陽光発電施設における銅線の盗難が非常に増えており、保険金の支払総額も、保険金の支払に占める盗難による支払の割合も爆発的に増えていることを受け、現在、損害保険会社としては、盗難の補償については原則、補償の対象外としている状況である。しかし、損害保険の引受けがない状況では太陽光発電事業者が銀行から融資を受けられず、事業が継続できないなどの影響があり、そうすると、再生可能エネルギーの普及が進んでいかないという課題が出てくる。こうした課題を解決するため、損害保険会社としては、都道府県警察とも連携しながら、盗難防止に向けたセミナーの開催を企画するなど、太陽光発電事業者への防犯情報の発信を進めている。
- ・ 現状では、依然として銅製のケーブルが多く、盗難被害に遭った後にアルミケーブルに取り替えることが通例であると聞いている。アルミ化の推進はいまだ十分ではないと認識している。

- ・ 金属盗難の防止に資する情報の周知について、法規ではないものを確認的に法律に定める例もあるし、警察としての責務を定めるという意味で法律に書くことは十分あり得、広報あるいは啓蒙的な意味が大きいと考える。特定の人の権利を直ちに侵害するものでもないことから、積極的に行ってもらいたい。〈再掲〉
- ・ 金属盗難の防止に資する情報の周知について、買受け業者側としても全く異存ない。防犯情報は常に共有してもらえるとありがたい。

このような議論を踏まえ、盗難防止に資する情報提供・周知の在り方の方向性として、次の内容について共通認識が得られた。

【今後の方向性】

- 事業者等における自主防犯対策を更に促進し、盗難の防止に資するため、警察から特に金属盗難の被害に遭うおそれ大きい事業者等に対して防犯情報を周知するべきである。

【図 20】検討会における議論の概要

検討の基本的な方向性

- 金属盗が急増しており、今後も金属盗が続く可能性が高いことを踏まえ、
 - ① **金属くずの買受け**
 - ② **金属盗に用いられる犯行用具**
 - ③ 金属盗難に遭うおそれの大きい事業者への**防犯情報の周知**
 について、**法律により実効性のある対策を迅速に講じる**ことが必要
- 具体的な対策の検討に際しては、
 - ① 規制の目的と業者全体に課される負担との均衡に留意すべき
 - ② 法律による対応のほか、地域的な特性等に応じた条例による対応も認められるべき

今後の方向性

規制対象とする金属

- 必要最小限の規制とする観点から、**特に被害実態の多い金属を中心に規制**すべきであり、被害実態に鑑みると、**まずは少なくとも銅を規制**すべき
- 今後、金属価格の変動等により、異なる金属の盗難被害が増加することもあり得ることから、**その時々**の**犯罪情勢**に応じて、**規制対象とする金属を追加**することを可能とすべき

金属くずの買受け規制の在り方

① 取引時の本人確認等

- 金属くず買受け業者に対する
 - ✓ **顔写真付きの本人確認書類による本人確認等の義務付け**
 - ✓ **本人確認記録・取引記録の作成及び保存の義務付け**
 - ✓ **盗品が持ち込まれるリスクが低い場合は、本人確認の負担を軽減**

② 盗品である疑いがある場合の申告等

- 金属くず買受け業者に対する**盗品である疑いがある場合の申告**の義務付け

③ 監督等

- **届出制により金属くず買受け業者の実態を把握**
- **警察からの金属盗難被害等に関する情報提供**
- **コンプライアンス意識の低い業者にも各種義務を履行させるよう監督**

金属盗に用いられる犯行用具の規制の在り方

- 現に金属盗の犯行に用いられている一定の**ケーブルカッターやボルトクリッパーを規制**
- 今後、異なる犯行用具を使用した犯行が増加することもあり得ることから、**その時々**の**犯罪情勢**に応じて、**規制対象とする工具を追加**することを可能とすべき
- ピッキング防止法におけるドライバーやバールと同様に、**隠匿携帯を処罰対象**とすべき

金属盗難の防止に資する情報の周知の在り方

- 事業者等における自主防犯対策を更に促進し、盗難の防止に資するため、**警察から特に金属盗難の被害に遭うおそれが大きい事業者等に対して防犯情報を周知**

第5 おわりに

本検討会では、金属盗をめぐる状況を踏まえ、論点ごとに、金属盗対策の在り方について「今後の方向性」をまとめた。

今後、警察庁において、本報告書において示した「今後の方向性」を踏まえた措置について、立法を含めた検討を行い、当該措置が可能な限り迅速に講じられることを期待する。

規制の新設に際しては、事業者の負担軽減等に配慮しつつも、金属盗の防止という目的の達成に資するよう、必要十分な対策を講じるべきである。

最後に、本検討会としては、本報告書が金属盗対策の一助となることを願うとともに、今後も、金属盗対策について、時代の変化に合わせて必要な検討及び対策が行われていくことを要望するものである。

参考資料

1 金属盗対策に関する検討会委員名簿

【座長】

飯島 淳子 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

【委員】

興津 征雄 神戸大学大学院法学研究科教授

鎮目 征樹 学習院大学法学部教授

谷平 竜幸 一般社団法人日本鉄リサイクル工業会副会長

福田 隆 非鉄金属リサイクル全国連合会常任理事

(敬称略、委員は五十音順)

2 金属盗対策に関する検討会開催状況

【第1回（令和6年9月30日）】

- 事務局からの説明
- 太陽光発電関係の事業団体からのヒアリング
- 委員からの説明
- 自由討議

【第2回（令和6年12月2日）】

- 関係省庁からの説明
- 損害保険会社からのヒアリング
- 作業工具関係の事業団体からのヒアリング
- 事務局からの説明
- 自由討議

【第3回（令和7年1月7日）】

- 報告書取りまとめ